

# 地産外商戦略を進めるため県外への販路開拓・販売拡大 に取り組む商品の基準及び条件等について

令和5年9月改正

高知県産業振興推進部 地産地消・外商課  
一般財団法人 高知県地産外商公社

高知県が設置したアンテナショップ（以下、アンテナショップ）で販売する商品、及び一般財団法人高知県地産外商公社（以下「公社」という。）と協働で、県外に向けて販路開拓、販売拡大を図っていく商品について、次のとおり基準等を定めます。

なお、全ての基準等を満たすことを取扱の条件とします。

## 1 対象となる事業（生産）者の基準

次に掲げるアンテナショップの設置目的を理解していただくとともに、県外市場への進出に積極的に取り組んでいただくこと。

（1）県産品を販売できる拠点を県が設け、県内事業（生産）者の皆様の県外市場に進出する機会を提供することで、県産品の販売拡大や観光客の増加など、量的な拡大につなげていただくこと。

（2）県内事業（生産）者の皆様に、アンテナショップでのテストマーケティングの機会を提供し、数多くの消費者やバイヤーの方に評価をしていただくことによって、県外の市場で通用する商品にレベルアップしていくことや県内事業（生産）者の皆様の商品開発力の強化など、質的な向上を実現していただくこと。

（3）県内事業（生産）者の皆様が、県外への進出を進めるうえで、アンテナショップを一つのステップとして位置づけ、その後、自らによって販路開拓・販売拡大に取り組んでいただくこと。

## 2 取り扱う商品の基準

（1）農林水産物（畜産物含む）については、高知県内で生産、収穫又は水揚げされたものであること。

(2) 加工品（加工食品及び非食品）については、次のいずれかに該当すること。

①商品の主要な原材料が高知県内産であって、商品の製造又は加工の最終段階が県内事業者によって行われていること。

②商品の主要な原材料が高知県内産であって、高知県外の事業者により製造又は加工された商品の場合は、商品の販売が県内事業者によって行われていること。

③商品の主要な原材料が高知県外産で、その製造又は加工の最終段階を県内事業者が行っている場合、若しくは、その販売を県内事業者が行っている場合は、高知県特有の文化や技術を活かした商品であること。

(3) その他、特に必要と認められるもの。

(4) 共通基準

①次の法律及びその他関係法令等に定める規定に違反していないこと。

- ・食品表示法
- ・日本農林規格等に関する法律（JAS法）
- ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
- ・不当景品類及び不当表示防止法
- ・農薬取締法
- ・食品衛生法
- ・計量法
- ・健康増進法
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律

②品質・衛生管理が適正に行われていること（生産情報の記録や検査記録、社内規則、製造過程の衛生管理マニュアル等の提出ができること）

③PL保険（生産物賠償責任保険）又は一般の賠償保険等に参加し、商品が原因による事故等が発生した場合に、商品の製造者により、被害者の救済ができること。

④特許、商標等の係争中ではない商品、あるいは係争の恐れがない商品であること。

### 3 取扱に係る諸条件

- (1) 県外に向けて販路開拓・販売拡大をしていくに当たり、商品の安全・安心を確保するため、高知県等が開催する食品に関するセミナーや研修会に積極的に参加すること。
- (2) アンテナショップで販売する商品の仕入等については、卸売業者を通じた仕入れとさせていただく場合があります。
- (3) 県又は公社と協働で外商活動（仲介・斡旋による営業活動、商談会等への出展など）に取り組んだ結果、成立した取引については、その取引額を県又は公社に報告すること。  
県及び公社が報告を受けた情報については外商活動の成果として把握するもので、その目的以外に使用すること及び事業（生産）者名や商品名などを公表することはありません。

### 4 その他

アンテナショップで販売する商品については、上記基準等を満たした商品の中から公社が発注することになります。発注する商品は、店舗のスペースに限りがある中で、その時点での店舗の需要と商品の供給のバランス等を考慮したうえで決定されますので、必ずしも基準等を満たした商品全てが販売できるとは限りません。予めご了承ください。